（禁止行為）

第三十四条の五十三の十七の二　法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～五　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第九条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（禁止行為） **第二十六条の二の二十八の二**　準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～七　略］	（禁止行為） **第二十六条の二の二十八の二**　準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第十条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（禁止行為） **第百七十条の二十八の二**　準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～七　略］	（禁止行為） **第百七十条の二十八の二**　準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（禁止行為） **第三十一条の二十五**　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～三　略］	（禁止行為） **第三十一条の二十五**　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	